

令和 5 年度庁舎等使用調整計画（追加議案）

- 中央合同庁舎第 6 号館
- 札幌第 2 合同庁舎
- 中部経済産業局庁舎

令和 6 年 2 月 2 7 日
財 務 省 理 財 局

財理第378号

令和6年2月27日

財政制度等審議会

会長 十倉 雅和 殿

財務大臣 鈴木 俊一

令和5年度庁舎等使用調整計画について（追加議案）

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第4条第4項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

中央合同庁舎第6号館に係る庁舎等使用調整計画（案）

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第6号館 】

(令和4年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口座名	中央合同庁舎第6号館 (管理官署 : 法務省)					
	所在	東京都千代田区霞が関1-1-1					
	区分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月日及び事由	備考	
	土地	敷地	46,544	287,786,519,824	平成2年11月所管換		
	建物	事務所建外	S-21-4 外 建	13,124	7,569,333,449	平成2年6月所管換 外	
			延	173,468			
	工作物 外	雑工作物 外	一式	1,848,430,468	—		
合計	—	—	297,204,283,741	—			

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和4年度末時点)

使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
<<使用調整対象>> 公正取引委員会(※1)	8,809	事務室等
法務省	20,741	事務室等
出入国在留管理庁	2,616	事務室等
東京家庭・簡易裁判所	42	官用車駐車場
最高検察庁	3,961	事務室等
東京高等検察庁	4,130	事務室等
東京地方検察庁	33,034	事務室等
東京区検察庁	87	事務室等
東京保護観察所	1,988	事務室等
公安調査庁	4,821	事務室等
共用部分	93,240	
合計(※2)	173,468	

※1 公正取引委員会の調整対象面積は約610㎡

※2 各官署の専用面積の小数第1位を四捨五入しているため合計と一致しない

3. 使用調整を必要とする理由

公正取引委員会が虎ノ門再開発建物(権利床)へ移転することに伴って生じる空きスペース(約610㎡)を有効活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

入居予定官署	調整床面積(㎡)	方法・時期	備考
出入国在留管理庁	約610	(方法)専用面積の変更 (時期)令和7年度以降	狭あい解消
合計	約610		

5. その他参考となるべき事項

公正取引委員会が虎ノ門再開発建物(権利床)へ移転することに伴って生じる空きスペース(約8,810㎡)のうち約8,200㎡については東京地方検察庁が使用することで調整済。
(H29.3 使用調整計画策定済)

札幌第2合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画（案）

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 札幌第2合同庁舎 】

(令和4年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口 座 名	札幌第2合同庁舎 (管理官署 : 札幌国税局)				
	所 在	北海道札幌市中央区大通西10				
	区 分	種 目	数量 (㎡)	価 格 (円)	取得年月日及び事由	備 考
	土地	敷地	7,891	5,522,928,050	昭和41年5月交換	
	建 物	事務所建 外	SRC-9-1 外			
			建 2,513	109,072,521	昭和43年12月新築 外	
			延 18,308			
工作物 外	雑工作物 外	一式	32,422,944	—		
合 計	—	—	5,664,423,515	—		

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和4年度末時点)

	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
使用現況	<<使用調整対象>> 北海道運輸局	2,188	事務室等
	札幌国税局	6,037	事務室等
	札幌中税務署	1,932	事務室等
	函館税関札幌税関支署	337	事務室等
	札幌国税不服審判所	389	事務室等
	共用部分	7,425	
	合 計	18,308	

3. 使用調整を必要とする理由

北海道運輸局が札幌第4合同庁舎へ移転することに伴って生じる空きスペース (約2,190㎡) を有効活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

入居予定官署	調整床面積(㎡)	方法・時期	備 考
札幌国税局 業務センター	約 1,620	<方法> 専用面積の変更 <時期> 令和8年度以降	業務の効率化
函館税関 調査部	約 570	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和8年度以降	業務の効率化
合 計	約 2,190		

5. その他参考となるべき事項

特になし。

中部経済産業局庁舎に係る庁舎等使用調整計画（案）

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中部経済産業局庁舎 】 (令和4年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口座名	中部経済産業局庁舎 (管理官署: 中部経済産業局)				
	所在	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2				
	区分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月日及び事由	備考
	土地	敷地	5,869	1,863,842,884	昭和35年4月所管換	
	建物	事務所建外	RC-4-1外	3	昭和35年12月新築外	
			建 2,716 延 10,033			
	工作物外	雑工作物外	一式	15,590,119	—	
合計	—	—	1,879,433,006	—		

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和4年度末時点)

使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
<<使用調整対象>> 中部経済産業局	4,395	事務室等
<<使用調整対象>> 中部近畿産業保安監督部	682	事務室等
<<使用調整対象>> 中部地方環境事務所	662	事務室等
<<使用調整対象>> (独)製品評価技術基盤機構	664	事務室等
愛知労働局	84	倉庫等
共用部分	3,547	
合計 (※)	10,033	

※ 各官署の専用面積の小数第1位を四捨五入しているため合計と一致しない

3. 使用調整を必要とする理由

中部経済産業局等が名古屋第4地方合同庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペース (約2,110㎡) を有効活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

入居予定官署	調整床面積 (㎡)	方法・時期	備考
東海農政局 土地改良技術事務所	約 990	<方法> 中部経済産業局からの所管換 (受) <時期> 令和8年度以降	耐震性能の適合、分散解消及び売却可能財産の創出
東海農政局 愛知県拠点 (地方参事官室)	約 280	<方法> 中部経済産業局からの所管換 (受) <時期> 令和8年度以降	耐震性能の適合、分散解消及び売却可能財産の創出
東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	約 660	<方法> 中部経済産業局からの所管換 (受) <時期> 令和8年度以降	耐震性能の適合、分散解消及び売却可能財産の創出
東海北陸厚生局 麻薬取締部 (会議室等)	約 180	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和8年度以降	狭あい解消
合計	約 2,110		

5. その他参考となるべき事項

【創出される売却可能財産】

- 所在地 : 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 (名古屋農林総合庁舎及び同2号館)
- 部局名 : 東海農政局
- 台帳数量 : 5,814㎡
- 台帳価格 : 941,984,640円

- 所在地 : 愛知県名古屋市昭和区安田通4-8 (東海農政局安田庁舎)
- 部局名 : 東海農政局
- 台帳数量 : 5,277㎡
- 台帳価格 : 633,332,400円